

	所得段階	対象者	負担割合	月額保険料(円)		保険料軽減額(円)
				改正前	改正後	
住民税世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.3	2,010	1,600	-410
	第2段階	公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.43	2,970	2,300	-670
	第3段階	第1段階を除き、公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.67	3,720	3,590	-130
住民税世帯課税	第4段階	住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	4,820	4,820	0
	第5段階	住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	5,360	5,360	0
	第6段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.1	5,890	5,890	0
	第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.2	6,430	6,430	0
	第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額が300万円未満の人	1.3	6,960	6,960	0
	第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額が500万円未満の人	1.5	8,040	8,040	0
	第10段階	住民税本人課税で、合計所得金額が700万円未満の人	1.75	9,380	9,380	0
	第11段階	住民税本人課税で、合計所得金額が900万円未満の人	1.875	10,050	10,050	0
	第12段階	住民税本人課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.0	10,720	10,720	0

65歳以上の皆さんへ 介護保険料に関するお知らせです

問い合わせ先 介護保険課 介護保険係(市内線370・371・372)

令和2年度の
第1段階～第3段階の
介護保険料が変わりました

昨年10月の消費税増税に

階の人の保険料の軽減を行います。

ます。

伴う公費投入により、平成31年度・令和2年度の2カ年にわたって、介護保険料所得段階における第1段階～第3段階の人の保険料の軽減を行います。つきましては、左記のとおり令和2年度の介護保険料を決定しましたのでお知らせします。

令和2年度介護保険料納入通知書をお送りします

介護保険料を年金差し引きされている人へ

65歳以上の人に、令和2年度の介護保険料納入通知書を6月中旬にお送りします。で、納付方法・保険料額をご確認ください。

介護保険料を年金から差し引きで納めている人は、4月の段階では前年の所得が確定していないため、前年度の2月と同額を仮の金額として4月・6月・8月の年金から差し引きします(仮徴収)。

また、10月からの本徴収については年間の保険料から仮徴収額を除いた額を10月・12月・2月に振り分けて徴収しています。ただし、10月以降をなるべく均等な額に調整するために、前半(4月～8月)と後半(10月～2月)の保険料に5千円以上の差がある人に対しては、6月と8月の保険料額を変更している場合があります。(平準化)